

## 国立大学法人九州大学構内における学外者による行為の制限について

令和4年 3月30日

総 長 裁 定

### (目的)

第1 この裁定は、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）構内において、教育・研究活動などを実施していく上で、平穏な環境を維持することなどを目的として必要な事項を定めるものとする。

### (制限行為)

第2 学外者（本学に所属する教職員、学部学生、大学院生及び構内にて授業の履修や研究指導を受けることを認められた者以外の者）による次に掲げる本学構内における教育・研究活動などの妨げとなる行為を制限する。

- (1) 用務の無い建物及び教室等への立ち入り
- (2) 観客を伴うイベント等の実施
- (3) ビラ配布、集会や演説の実施及び勧誘行為（選挙運動その他の政治活動及び宗教勧誘につながる活動等を含む）
- (4) 立入制限区域への立ち入り
- (5) 構内における往来の妨げとなる蓋然性が高いと認められる行為
- (6) 火気の使用
- (7) 喫煙
- (8) 廃棄物の不法投棄
- (9) 施設・設備等を無用に消耗破損させる行為
- (10) その他法令及び本学の諸規則等で禁止・制限されている行為

2 前項（7）（8）及び（9）を除く各行為のうち、事前に本学の本部・部局事務など該当行為の担当部署に申請した上で許可を得た行為については、制限の対象から除くものとする。

3 第1項各号に掲げる行為（(10)を除く）について、本学に別の定めがある場合は当該定めるところによる。

### (発見時の対応)

第3 第2に規定される行為を発見した場合は、本学の教職員及び本学が業務委託している警備員等から行為者に対して注意や中止依頼又は構外への立ち退き要請等を行うものとする。

なお、悪質な行為等に対しては注意・依頼・要請の上、これに従わない場合は、警告を行った後に警察へ通報する。

(報告)

第4 第3に規定する対応を行った場合は、伊都キャンパスにあつては、総務部総務課及び財務部資産活用課、伊都キャンパス以外にあつては、当該担当部署に報告するものとする。

(その他)

第5 学内者の行為の制限については、法令、本学の諸規則等及びその他要項等本学の定めるところによる。

(実施)

第6 この裁定は、令和4年4月1日から実施する。

制限行為の具体的例示

第2に定める制限行為	具体的行為の例示
(1) 用務の無い建物及び教室等への立ち入り	<p>①本学の建物、教室等への用務の無い者の立ち入り</p> <p>※本学の教職員・学生が用務の遂行上、その関係者（家族等）を構内にやむを得ず立ち入らせる場合、その関係者については制限の対象からは除くものとする。</p> <p>②不審者の敷地内・建物内徘徊</p>
(2) 観客を伴うイベント等の実施	<p>許可を得ていない以下の行為</p> <p>①スピーカー、マイク、拡声器等を用いたライブ、コンサート、ダンスパフォーマンス等</p> <p>②キッチンカー等による食事・食料品や書籍等の販売・提供</p> <p>③教職員・学生を対象とするシンポジウム、セミナー、バザール等の開催</p>
(3) ビラ配布、集会や演説の実施及び勧誘行為（選挙運動その他の政治活動及び宗教勧誘につながる活動等を含む）	<p>①社会的トラブル（マルチ商法等）に巻き込まれるおそれのある勧誘</p> <p>②大声、拡声器等による騒音、暴力性等の危険性を含む集会等の開催</p> <p>③選挙運動を目的とする選挙カー等の立入、演説等</p> <p>④①～③に伴うビラの配布</p>
(4) 立入制限区域への立ち入り	<p>①許可を得ていない立入制限区域（病棟・研究施設・電気設備室・高圧ガス設備施設・放射線等管理区域等の立入制限区域等）への立ち入り</p>
(5) 構内における往来の妨げとなる蓋然性が高いと認められる行為	<p>①許可を得ていない道路、通路等を占拠占有する行為</p> <p>②指定場所以外における違反駐車・駐輪</p> <p>③車両、自動二輪車、自転車等の迷惑運転等</p> <p>④許可を得ていない指定場所以外での用具（バット、ボール、スケートボード等）を使用したスポーツ、娯楽等</p>

<p>(6) 火気の使用</p>	<p>許可を得ていない以下の行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 焚き火、BBQ 等</li> <li>② 室内での火気使用</li> <li>③ 野焼き等</li> </ul>
<p>(7) 喫煙</p>	<p>① 喫煙（加熱式たばこを含む）</p>
<p>(8) 廃棄物の不法投棄</p>	<p>① 本学の研究教育活動以外で発生した、産業廃棄物や家庭用ごみ、その他廃棄物の不法投棄</p>
<p>(9) 施設・設備等を消耗破損させる行為</p>	<p>① 本学建物、その他不動産、動産への故意の損傷（破損・落書き等）行為</p>
<p>(10) その他法令及び本学の諸規則等で禁止・制限されている行為</p>	